

薬局休止・廃止・再開届出に必要な書類等

1 廃止の場合

事後30日以内に下記を提出してください。

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）
- ② 薬局開設許可証

・以下の業種も行っている場合は、併せて廃止の手続きをしてください。

【高度管理医療機器等販売業貸与業】

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）
- ② 高度管理医療機器等販売業貸与業許可証

【薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業】

- ① 休止・廃止・再開届書（様式第8）
- ② 薬局製造販売医薬品製造業許可証
- ③ 薬局製造販売医薬品製造販売業許可証
- ④ 製造販売承認整理届
- ⑤ 医薬品製造販売承認書
- ⑥ 品目一覧表（承認を要する医薬品）

【毒物劇物販売業】

- ① 廃止届（別記第11号様式の(2)）
- ② 毒物劇物販売業登録票

・覚せい剤原料を所有している場合は、鹿児島県薬務課へ報告してください。

・届書の写しに受付印が必要な場合は、2部持参してください。

2 休止・再開の場合

事後30日以内に休止・廃止・再開届書（様式第8）を提出してください。

・以下の業種も行っている場合は、併せて休止・再開の手続きをしてください。

【高度管理医療機器等販売業貸与業】

- 休止・廃止・再開届書（様式第8）

【薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業】

- 休止・廃止・再開届書（様式第8）